
資料編

資料1 策定体制及び策定経過

(1) 新座市介護保険事業計画等推進委員会条例

(平成26年新座市条例第9号)

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画(以下「介護保険事業計画等」という。)を適正に推進するため、新座市介護保険事業計画等推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定について調査審議すること。
- (2) 介護保険事業計画等の実施状況の把握及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 介護保険料負担事業所の代表者
- (5) 介護保険の被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(2) 新座市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿

任期:令和2年4月1日～令和5年3月31日 敬称略

構成	所属等	氏名	備考
学識経験者	(社)至誠学舎立川	ハシモト マサアキ 橋本 正明	委員長
	十文字学園女子大学	ヤマグチ ユミ 山口 由美	副委員長
医療保健関係者	朝霞地区医師会新座支部	ハヤシ ジュンジ 林 淳慈	
	朝霞地区歯科医師会新座支部	ワキタ アイスケ 脇田 愛介	
	朝霞地区薬剤師会	ハタナカ ノリコ 畑中 典子	
	堀ノ内病院	ハラ アイ 原 愛	
福祉関係者	北野病院	バンバ フタバ 番場 双葉	
	社会福祉協議会	イシノ ユキトシ 石野 幸利	
	民生委員・児童委員協議会	ナカジマ サカエ 中島 栄	
	高齢者相談センター (地域包括支援センター)	イナガキ カズヒサ 稲垣 一久	
保険料負担 事業所関係者	商工会	ナミキ シゲカズ 並木 重和	
被保険者代表者	市民委員	ナヤ マコト 納谷 眞	
		ササガワ フミコ 笹川 二三子	

(3) 新座市介護保険事業計画等推進委員会開催経過

開催年月日	議題及び配布資料
令和2年 7月13日	第1回新座市介護保険事業計画等推進委員会 諮問 (1)第8期介護保険事業計画の基本指針と策定プロセスについて (2)新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について
	[配布資料] ①基本指針と第8期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール(社会保障審議会介護保険部会資料(抜粋)) ②第8期新座市高齢者・新座市介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書
7月25日～ 8月14日	公聴会に代えた市民からの意見の募集 高齢者福祉及び介護保険についての意見等の募集
8月24日	第2回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第7期計画における施策・事業評価について (2)第8期計画策定に向けた課題について
	[配布資料] ①第7期計画における施策・事業評価について ②第8期計画策定に向けた課題について ③新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果自由意見 ④第8期計画策定に向けた意見(公聴会開催に代えた意見募集結果)
10月12日	第3回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第8期計画の骨子について (2)令和元年度介護保険事業特別会計決算状況について
	[配布資料] ①第8期計画骨子案概要版 ②第8期計画骨子(案) ③令和元年度介護保険事業特別会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書
11月16日	第4回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	[配布資料] ①新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期計画の素案について
12月1日～ 令和3年1月4日	パブリック・コメントに準ずる意見募集 第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見等の募集

開催年月日	議題及び配布資料
<p>1月25日</p> <p>※上記日程で開催予定であったが、書面開催に変更</p>	<p>第5回新座市介護保険事業計画等推進委員会(書面会議)</p> <p>(1)第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見募集の結果について</p> <p>(2)第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について</p> <p>[配布資料]</p> <p>①第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見等について</p> <p>②第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)</p>
<p>2月15日</p>	<p>第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(答申案)について答申</p>

(1) 諮問

新 介 発 第 6 8 6 号
令 和 2 年 7 月 1 3 日

新座市介護保険事業計画等推進委員会
委員長 橋本 正明 様

新座市長 並木 傑

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第8期）について（諮問）

本市では、「すべての高齢者が人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で生き生きと自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現」を基本理念とした高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基に、高齢者福祉施策や介護予防事業等の充実・推進を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいりました。

今後は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）及び現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据え、これまでの取組を更に発展させ、住み慣れた地域において医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援といったサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化、推進が求められてまいります。

本市におきましても、正に高齢化が進展する中で、こうした中長期的な視野に立った施策展開を図るべく、新たに令和3年度から5年度までを計画期間といたします『新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第8期）』を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

(2) 答 申

令和 3 年 2 月 1 5 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市介護保険事業計画等推進委員会
委員長 橋本 正明

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画について（答申）

令和 2 年 7 月 1 3 日付け新介発第 6 8 6 号で諮問のあった標記の件について、委
嘱を受けた 1 3 人の委員で協議を重ね、令和 3 年度から 5 年度までを計画期間とす
る「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 8 期計画）」を作成しまし
たので、ここに答申いたします。

資料3 公聴会に代えた市民からの意見の概要

第7期計画策定時においては、公聴会を開催し、公開の場で意見聴取を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第8期計画策定時においては公聴会に代えた意見募集を行い、「介護保険事業計画等推進委員」への公表と市ホームページによる情報の公開をしました。

【概 要】

募集期間	令和2年7月25日(土)～8月14日(金)
応募件数	8件

【発表内容】

公述人	テーマ及び概要
公述人1	<p>【わたしたちの切実な願いによりそった、計画づくりを期待します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度要介護高齢者手当、介護保険利用料助成やオムツ代などの助成制度を復活してほしい。 ○国は、介護保険の利用料の引上げや、ケアプランの有料化を検討しているが、これ以上の負担増をしないよう働きかけてほしい。 ○後期高齢者医療保険料の更なる引上げや、医療費の自己負担の引上げも検討されると聞く。これ以上の負担増をやめるよう国に働きかけてほしい。
公述人2	<p>【希望する誰もが安心して利用できる介護保険制度をめざして】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームの新設計画を検討してほしい。 ○介護保険料について、新座市は現行では所得段階は12段階だが、さらに段階を増やし、低所得者層に配慮した軽減を行ってほしい。 ○紙オムツなど利用料助成制度を復活し、助成制度の一層の充実に取り組んでほしい。 ○一層充実した認知症対策に取り組むことを強く要望する。 ○市が行っている元気アップ広場の回数を増やすことを検討してほしい。 ○介護保険事業計画等推進委員会の傍聴は認められているが、委員との懇談の場を設けてほしい。また、委員の選任においては、公募制を取り入れてほしい。
公述人3	<p>【高齢者福祉及び介護保険について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国および地方自治体を中心となって、介護保険の枠以外の、日常生活のフォローの制度を創設してほしい。 ○国民の最も大切な権利である「投票」について、歩行困難でかつ階段昇降不可の者をフォローし、どんな人でも自分の権利を行使できるよう、努めてほしい。

公述人	テーマ及び概要
公述人4	<p>【第8期介護保険事業計画策定に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険料の負担軽減を行ってほしい。また、国の負担を増額するよう国に要求してほしい。 ○保険料額通知書等の活字は大きくしてほしい。 ○介護保険の罰則は、国民健康保険に比べて厳しいので緩和してほしい。 ○コロナ禍による介護事業者の廃業・倒産が心配である。市民が安心して介護を受けられるようにしてほしい。 ○介護認定を適正に行い、必要な方が介護を受けられるようにしてほしい。
公述人5	<p>【高齢者の仲間入りをしてから、ずっとこの新座市に住み続けたいから…】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険税や介護保険料の軽減を要望する。 ○介護保険制度は介護が必要になっても高齢者が尊厳をもって安心して暮らし続けるための制度でなければならないと思う。
公述人6	<p>【第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画への意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大時に求めることとして、介護・福祉事業への備蓄品の優先配布の継続、過度の「引きこもり」や介護サービスの利用抑制による心身機能の低下が起きない対策を講じること。また、家庭内感染等により濃厚接触者となった要介護高齢者等を救済する一時受け入れ施設を早急に検討するとともに、介護保険事業所の法人間の垣根を超えた応援体制の構築を要望する。 ○在宅介護関連事業への支援として、事業継続のための資金支援を含む対策、訪問介護員の人材不足対策として有資格者への声かけなど自治体単独で可能な対策を要望する。 ○介護予防・日常生活支援総合事業について、現行の通所サービス・訪問サービスの基準見直しを求める。また、地域福祉協議会と連携し、地域のボランティアの推進を要望する。 ○認知症対策について、認知症の理解を進めるとともに、適切な支援が行えるよう認知症に特化した介護サービスを整備してほしい。
公述人7	<p>【新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）策定に向けてよりよいまちづくりをめざして】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フレイル予防のために、地域活動等の拠点となる公民館の利用を無料にしてほしい。 ○要支援1・2が市区町村の総合事業になった時、報酬が少ないためかなりの事業所が撤退した。要介護1・2を市の総合事業にしない事を要望する。 ○介護保険料を引き下げ、介護保険制度を平等に使えるようにしてほしい。 ○年金で入れる特別養護老人ホームを作してほしい。
公述人8	<p>【新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にむけた意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年金収入で入所できる老人ホームを作してほしい。 ○人材確保のため、看護師、ヘルパーの処遇を改善してほしい。 ○介護保険料を引き下げてほしい。 ○介護保険制度からの「卒業」などの制度の導入はやめてほしい。

資料4 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)素案に対する意見の概要

令和2年12月1日から令和3年1月4日の期間において、パブリック・コメントに準ずる市民等への意見募集を実施しました。

意見の概要及び意見に対する新座市介護保険事業計画等推進委員会の考え方は次の表のとおりです。

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
1	71	<p>●施設サービスについて</p> <p>施設入所待機者の解消が課題になっているのに、整備目標がありません。老老介護が増え、在宅介護では負担も重い方、また介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅では費用が高く、利用できない方もいます。新座市が実施したアンケート調査でも、「生活改善できると思う施設」「住まい・施設等で1番緊急性が高い施設」で1番多い回答は、特別養護老人ホームで、入所できないのは「空きがないから」です。引き続き特別養護老人ホームの整備目標を計画に盛り込むべきです。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、待機者がいるものの、空床の生じている施設があることから、新しい施設を整備するのは適切ではないと考えております。</p> <p>特別養護老人ホームは埼玉県指定の施設ではありますが、引き続き施設の状況を把握し、埼玉県と協力して必要な助言や支援を行ってまいります。</p> <p>また、施設サービスの必要性が高い方が適切に利用できるよう整備の検討を継続してまいります。</p>
2	72	<p>●介護人材の確保について</p> <p>介護の人材不足の最大の要因は、介護職員の処遇の低さにあります。国庫補助による処遇改善を国に対して要望してください。新座市独自の資格取得の支援制度、家賃補助事業の実施をすべきです。</p>	<p>介護人材の確保は喫緊の課題であると認識しており、介護職員の処遇改善等について、機会を捉えて国へ要望してまいります。</p> <p>また、本市の取組として、未経験者に対する研修の実施や介護職に対する研修の充実を行ってまいります。</p> <p>市独自の支援制度につきましては、直ちに事業を創設することは困難ですが、引き続き、効果的な事業の検討を行ってまいります。</p>
3	75	<p>●介護予防・生活支援サービス事業について</p> <p>訪問型サービスAの担い手もなかなか確保できない状況です。本来無資格者が提供するような仕事ではなく、事業所の収入も減ってしまうためだと思われまます。さらに、住民ボランティア等による訪問型サービスBの導入は実施しないでください。ボランティアを介護の受け皿にすべきではありません。要介護者をサービスBやサービスDの対象にしないでください。要介護者まで介護保険給付から外すことに反対です。</p>	<p>訪問型サービスBは、多様な高齢者の生活上の困りごとに対し、柔軟な生活支援を行うことが可能なサービスです。地域にお住まいの方の相互の支え合いと、住民主体の自主的な活動として行われることが基本であり、その主体のひとつとして地域のボランティアも想定しております。</p> <p>また、高齢者の方も、支援する側になれる方が担い手となることで、社会参加を進め、地域とのつながりを持つことを目指すものです。今後も地域の実情に応じた訪問型サービスについて、先進事例を研究しつつ、実施に向け検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、総合事業の対象者の弾力化を可能とする今般の改正は、認定が要支援から要介護に変更になった利用者について、希望に基づき総合事業の併用を認めることにより、継続的な支援を可能とするものであり、要介護認定を受けた方を介護保険給付から除くことが目的ではありません。現時点では、本市において実施は未定です。</p>

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
4	78	<p>●保険者機能強化推進交付金により実施する介護予防ガイドブックの配布について</p> <p>毎年29,000部配布となっていますが、必要な全ての方に渡るようお願いします。</p>	<p>市内在住の70歳以上の被保険者（要介護3～5を除く）が属する世帯に1部ずつ郵送するとともに、市内公共施設及び高齢者相談センターに設置します。</p> <p>また、転入された方にも窓口手続きの際に配付するなど、必要な方の手に渡るよう進めてまいります。</p>
5	79	<p>●② - iii にいざ元気アップ広場について</p> <p>令和3年度の休止はやむを得ないと考えますが、介護予防のために必要な事業であるので令和4年度以降の実施を望みます。計画値に入れるべきです。</p>	<p>実施方法について検討しているところであり、現段階で具体的な計画値をお示しできませんが、今後の実施については、社会情勢を見極めつつ、判断してまいります。</p>
6	81	<p>●③ - iii にいざ元気アップトレーニングについて</p> <p>住民主体の運営で活動グループ数が増えているようですが、事業費が0というのは如何なものでしょうか。</p> <p>住民主体、地域で介護予防をすすめたいというのは理解しますが、実際に人を集めたり、会場を借りたり等、様々な費用が必要ではないでしょうか。市の支援を望みます。</p>	<p>持続可能な運営となるよう、人的支援として、体操指導・体力測定の実施の他、テキスト及びDVDの無償配布・介護予防ガイドブックによる周知等の支援を行っております。</p> <p>なお、元気アップトレーニングの事業費は0円ですが、体操指導及び体力測定の実施には、リハビリテーション職等を派遣しておりますので、地域リハビリテーション活動支援事業において事業費を計上しております。</p>
7	84	<p>●包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）について</p> <p>高齢者相談センターという呼称は、対象を高齢者のみとしていると誤解されてしまいます。</p> <p>呼称の変更が必要です。</p>	<p>地域包括支援センターは高齢者の保健医療及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし設置している機関です。相談の対象は高齢者に限定しておりませんが、第一義の対象は高齢者であるため、まずは高齢者とその家族に分かりやすく親しみやすい名称としております。</p>
8	93	<p>●認知症初期集中支援推進事業について</p> <p>認知症初期集中チームの拡充ができるように、国や県に対して認知症専門医を養成する研修病院の設置を求めています。</p>	<p>必要に応じて要望してまいります。</p>
9	93	<p>●(3)認知症総合支援事業のところ</p> <p>計画に、若年性認知症や高次脳機能障がいとなった人などを含む第2号被保険者への支援について施策を記してください。</p>	<p>本事業には第2号被保険者の方も該当する旨を明記します。</p>
10	94	<p>●認知症カフェ(オレンジカフェ)について</p> <p>令和2年度の3か所から3年度5か所となり、1か所ずつ増えていますが、数字の根拠はあるのでしょうか。</p>	<p>認知症カフェ(オレンジカフェ)は、第8期計画期間中に、各日常生活圏域ごとに1か所ずつの設置(西部地区は2か所)を目指しているため、1か所ずつ増加していくものとして計画値を設定しております。</p>

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
11	95	<p>●認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業について</p> <p>チームオレンジ、チームオレンジコーディネーターの定義、内容がよくわからないので、もう少し詳しい説明を入れてください。</p>	<p>本文内にてチームオレンジ、チームオレンジコーディネーターの定義や内容について記載いたしました。</p>
12	100	<p>●「②認知症高齢者見守り事業」のところ</p> <p>65歳未満の若年性認知症や高次脳機能障がいの方でも、記憶障がい、地誌的障がいがある原因で、徘徊してしまう場合があるので、「認知症高齢者見守り事業」の対象に、若年性認知症や高次脳機能障がいの方も含めることを検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>(再掲) 本事業には第2号被保険者の方も該当する旨を明記します。</p>
13	101	<p>●②サービス事業者への感染症及び災害対策支援、②-iii 災害対策支援について</p> <p>記述が少なすぎます。もう少し具体的をお願いします。</p>	<p>サービス事業者の指導時の非常災害対策計画及び避難訓練の確認内容等について、記載いたしました。また、具体的支援内容についても記載いたしました。</p>
14	103	<p>●③-ii 認知症サポーターフォローアップ講座</p> <p>令和3年度からの参加人数が少なすぎないでしょうか。</p>	<p>参加人数について精査し、必要に応じて修正してまいります。</p>
15	104	<p>●高齢者相談センターについて</p> <p>高齢者相談センターの運営費は、第7期と比べて7カ所で約1,000万円しか増えていません。増額すべきです。</p>	<p>高齢者相談センターの運営費は、人件費の見直し等、適宜増額を行っております。</p> <p>平成29年度と令和2年度当初予算の比較では約2,000万円の増額となっております。高齢者相談センターの業務量は今後ますます増加し複雑化していくことが予測されますので、今後も業務状況等を注視し、適切に評価しながら対応してまいります。</p>
16	107 以降	<p>●介護保険制度を補完する高齢者一般施策について</p> <p>第7期計画の高齢者一般施策にあった居宅改善整備費助成と高齢者賃貸住宅家賃助成が、第8期計画にはありません。助成を続けるべきです。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>この結果、両事業につきましては廃止する方針として調整されておりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>
17	108	<p>●④寝具乾燥車派遣事業について</p> <p>生活の質の確保、家族の負担軽減が事業の目的です。派遣回数を毎月2回から、年13回へ削減する見直しはしないでください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>今後ますます高齢化が進む中で、持続可能な制度とするため、他市の状況を勘案し、見直したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
18	108	<p>●⑦移送サービス費助成事業について</p> <p>第7期の延利用件数の実績は事業計画を上回っています。第8期計画で延利用件数を減らすのはおかしいのではないのでしょうか。</p>	<p>移送サービスは利用状況により変動が多い事業のため、必ずしも利用件数は増加を辿るというわけではありません。しかしながら、より精度の高い数値とするため、直近の実績をもとに件数を見直しました。</p>
19	108	<p>●⑧訪問理美容サービス事業について</p> <p>課税世帯の中には、非課税世帯ギリギリの年金収入で、課税世帯になっている方が多くいます。寝たきり高齢者にかかる助成制度の削減がいくつも行われようとしています。課税世帯を助成対象から外す見直しはしないでください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>今後ますます高齢化が進む中で、持続可能な制度とするため、応能負担の観点から見直したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>
20	112	<p>●高齢者いきいき広場について</p> <p>高齢者いきいき広場の利用者数は老人福祉センターの約3分の1と、多くの高齢者に利用され、仲間づくりや閉じこもり予防等に役立っています。令和3年度は休止、令和4年度からは未定となっており、自主運営の検討をされていますが、難しいのではという声も寄せられています。引き続き市で運営することを検討すべきです。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、高齢者いきいき広場につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>この結果、令和3年度は休止する方針といたしました。また、令和4年度以降につきましては、市の財政状況等により総合的に判断してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>自主運営につきましては、引き続き検討してまいります。</p>
21	112	<p>●②地域における交流拠点の確保について</p> <p>高齢者いきいき広場は、平成3年度休止は理解しますが、4年度以降は、高齢者のひきこもり防止、介護予防のためにも実施すべきです。</p>	<p>高齢者いきいき広場につきましては、本市独自事業全般の見直しの視点から、令和3年度は休止する方針といたしました。令和4年度以降につきましては、市の財政状況等により総合的に判断してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>
22	113	<p>●④学校教育との連携による世代間交流の促進について</p> <p>いきいき広場とともに、老人福祉センターとの交流も付け加えていただきたいです。</p>	<p>本文に、老人福祉センターとの交流について、記載いたしました。</p>
23	115	<p>●(4)災害時の安全確保に係る施策の推進</p> <p>避難行動要支援者に対し、町内会、自主防災会が円滑な支援が実施できるように情報提供のみでなく、地域と共に考えていただけるような市の体制づくりを望みます。</p>	<p>本市においては、出前講座や防災訓練の機会を捉え、避難行動要支援者支援制度の推進を図っております。</p> <p>今後につきましても引き続き機会を捉え、地域支援者の選出や個別計画の作成などについて、他地域の事例を共有するなどし、地域と連携して取り組んでまいります。</p>